

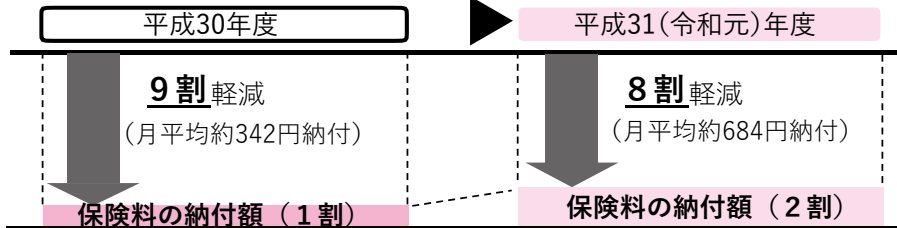
75歳以上(※)で医療保険料の均等割9割軽減の皆さんへ

(※) 65歳以上の方で障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している方も対象になります。

高齢者医療保険料の均等割について、これまで9割軽減となっていた方は、今年度、8割軽減に変わります。

介護保険料については、今年度、所得の低い高齢者への保険料の負担軽減が強化されます。所得の低い年金受給者の方へは、今年10月から、年金生活者支援給付金(基準額月5,000円)の制度が始まります。

(例) 年金収入80万円以下の方



- ▷ 介護保険料軽減は半年度分の軽減額を年度平均した額です。課税者が同居している場合は対象外となります。
- ▷ 老齢年金生活者支援給付金(補足的な給付を含む)の場合、支給要件(65歳以上で老齢基礎年金を受給中、世帯全員の市町村民税が非課税、前年の年金収入額と所得額の合計が879,300円以下)を全て満たす必要があります。金額は保険料を納めた期間などにより異なり、基本的に10、11月分を12月(年金の支払日と同日)に振り込みます。
- ▷ 医療保険料を年金からの引き落としで納めている場合、引き落とし額への影響は10月からです。

<問い合わせ>

- 後期高齢者医療制度について……………岐阜県後期高齢者医療広域連合 (☎058・387・6368)
- 介護保険について……………揖斐広域連合 (☎23・0188)
- 年金生活者支援給付金について……………ねんきんダイヤル (☎0570・05・1165)

岐阜県からのお知らせです

自動車税の納期限は5月31日(金)です。自動車税は、教育や福祉などの行政サービスを行うための大切な財源です。必ず納期限までに納めましょう。銀行などの金融機関、コンビニでの納付のほか、インターネットを利用したクレジットカードによる納付もできます。詳しくは自動車税の納税通知書(5月7日発送)をご覧ください。

【問い合わせ】岐阜県自動車税事務所 ☎058・279・3781

民生委員・児童委員の日

★活動強化週間★

5月12日は民生委員・児童委員の日です。
5月12日～18日は民生委員児童委員の活動を地域の皆さんに知っていただくための「活動強化週間」です。

民生委員は民生委員法に基づいて地域の皆さんの暮らしの支援を行っています。また、児童福祉法により児童委員を兼ねています。そのため、池田町では民生児童委員と呼ばれています。

現在、池田町には40人の民生児童委員が活動し、委員1人あたり概ね1区から3区を受け持っています。この内2人は児童福祉を専門に担当し活動する主任児童委員です。

民生児童委員は地域で心配ごとのある方の相談のつたり、援助をしたりしています。援助を必要とする方には福祉サービスの情報提供や役場・関係機関との連携を図り問題解決に取り組んでいます。そのほかにも地域での見守り訪問や地域での福祉自主活動にも積極的に関わっています。

すべての委員には相談内容や個人の秘密は堅く守る義務がありますので、安心してご相談ください。

この活動を地域の皆さんによりご理解いただくため、池田町民生児童委員協議会では、活動強化週間を中心に各家庭を訪問し「行動宣言」を持参し、高齢者支援、児童虐待防止、生活困窮者の支援などを呼び掛けます。

民生委員児童委員はあなたの相談相手です。お困りごとや心配ごとがありましたら、まずは担当の民生委員までお気軽にご相談ください。担当の民生委員がわからない場合は、健康福祉課にお尋ねください。

問い合わせ 健康福祉課 福祉政策係

☎45・3111 (内線154)